

意見書

2026 年 10 月 2 日
青山学院大学大学院
町田 祥弘

所用のため、企業会計審議会第 57 回監査部会を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

第一に、継続企業の前提(GC)についてです。

2002 年及び 2009 年の監査基準改訂時には、米国には経営者に GC についての評価・注記を求める会計基準がありませんでした。しかし、FASB は 2014 年に ASU 2014-15「Presentation of Financial Statements—Going Concern (Subtopic 205-40)」を公表し、ASC 205-40-50-1において、経営者自身に GC に関する評価を求めるとともに、ASC 205-40-50-12 及び 50-13 において、その評価結果に応じた財務諸表注記を求めています。FASB 自身も、この改訂以前の米国会計基準には、経営者が GC を評価し、関連する注記を行う責任についてのガイダンスが存在しなかったことを明確にしています。

重要なのは、従来から財務的困難や資金繰り等に関する情報が MD&A その他の箇所で開示され得たとしても、それと、会計基準において経営者自身に GC の評価責任を課し、その判断を財務諸表注記として開示させることとは同じではないという点です。Wang (2022) は、ASU 2014-15 の導入後、経営者が GC について「substantial doubt」があると判断した場合に市場が有意に反応するようになったこと、また、経営者による GC の結論がその後の企業の破綻をよりよく示すようになったことを報告しています。これは、経営者による GC 評価を会計基準上の明示的な責任とし、その結果を財務諸表注記として開示させることに、一定の情報的意義があることを示唆しています。

現在では、IFRS のみならず米国基準も、経営者による GC の評価と開示を会計基準として明確に規定しています。したがって、主要な会計基準の中で、このような経営者の評価責任を会計基準上明確に位置付ける枠組みを持たないのは、日本だけといってよい状況です。今回、監査人側の GC に関する責任を国際基準に合わせて見直すのであれば、財務諸表作成者である経営者側についても、国際的な会計基準と整合した形でその評価・開示責任を会計基準上明確にすることが不可欠であると考えます。

なお、日本では財務諸表等規則第 8 条の 27 に「継続企業の前提に関する注記」が規定されています。しかし、財務諸表等規則に注記規定があるからといって、会計基準がなくてよいということにはならないと考えます。財務諸表の作成については経営者が責任を負い、監査人はそれを監査するという二重責任の原則からみても、経営者が GC を評価し、その結果に応じて必要な注記を行うことを、財務諸表作成の基準である会計基準において明確に定めることが必要不可欠です。

この点について、前回の部会で私は、企業会計基準委員会(ASBJ)が国際基準との整合性を図るのであれば「それこそまずは IAS1 号をやるべき」であり、日本も国際会計基準や米国基準に相応する GC に関する会計基準の枠組みを持つべきであると申し上げました。これに対して紙谷委員からは、「評価と開示両方を含んだ形で会計基準を開発する」とした上で、「町田先生御指摘いただいた方向で今議論していると御理解いただければと思います」(議事録ママ)との発言がありました。

私は、この発言から、国際会計基準(IAS)第1号や米国基準と同様、経営者によるGCの評価と開示を会計基準上明確に求める方向で検討が行われるものと理解していました。しかし、現在ASBJが公表しているプロジェクトの説明では、「日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当て、継続企業に関する会計基準の開発を行っています」とされています。そうであるとすれば、前回の説明から私が理解した方向とは異なります。今回、GCに関する監査基準を国際基準に合わせて改訂するこのタイミングにあつて、会計基準側が従来の枠組みを実質的に維持するだけでは不十分と言わざるを得ません。公開草案では「ASBJにおいて継続企業に関する会計基準の開発が進められている」とされていますが、単なる既存の規定の移管ではなく、国際的な会計基準との整合性を踏まえた実質的な対応をASBJに求めることを、今回の改訂の前文に明記していただきたいと思います。

この際、採り得る方針は二つしかないと考えます。一つは、監査基準の前文において、または、金融庁から別途ASBJに対して要請し、国際的な基準と整合するGCの会計基準を整備するよう強く求めることです。もう一つは、最終的にASBJが対応しない、あるいは対応できないというのであれば、企業会計審議会においてGCに関する会計基準の策定を検討することです。

2026年現在、グローバルな視点に立てば、日本だけがGCについて国際的にみて「ガラパゴスな状態」にある会計基準を維持する必要はないと考えます。ASBJが国際的な基準とは異なる独自の方向を採るのであれば、なぜ日本だけそのような取扱いを維持するのか、その理由を明確に説明すべきです。その説明に十分な合理性が認められないのであれば、金融庁としても、そのような基準を我が国の企業会計の基準として受け入れることについては慎重であるべきと考えます。

第二に、不正についてです。

改訂ISA 240を受けてJICPAから実務指針の公開草案が公表され、新聞等でも報道されていますが、一部に監査上の主要な検討事項(KAM)に関して誤解がみられるように思います。今回のISA 240の改訂によって、いわゆる「不正KAM」の記載が一律に義務付けられたわけではありません。今回の公開草案も、「監査報告書に不正に関連する『監査上の主要な検討事項』を記載する場合」としています。不正KAMが今後当然に、または通常の対応として記載されるかのような理解をそのままにすれば、監査実務と社会との間に新たな期待ギャップを生じさせるおそれがあります。今回の改訂によって何が求められ、何が求められていないのかを、監査基準の前文及びJICPAの実務指針等において明確に説明することが必要であると考えます。

他方、このことを理由にKAMの活用に過度に抑制的になることも適切ではありません。JICPAには、不正に関連する事項についてKAMを積極的に活用し、監査報告書の透明性と情報価値を高めようとする国際基準の方向性に対して抑制的な態度で臨むのではなく、利用者に対する情報提供というKAM本来の趣旨を踏まえ、必要な場合には積極的に活用していく方針を明確に示していただきたいと思います。

以上

注

Wang, Jingjing. 2022. "Management Going Concern Disclosure, Mitigation Plan, and Failure Prediction—Implications from ASU 2014-15." *The Accounting Review* 97(4): 417–446.
DOI: 10.2308/TAR-2019-0432